

平成21年5月8日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
株式会社 デジタルスケープ
代表取締役社長 藤 川 幸 廣
(コード番号:2430)

問 い 合 せ 先 常務取締役管理担当 篠 原 淳
(兼)最高財務責任者
電 話 番 号 03-5459-6200
(URL <http://www.dsp.co.jp>)

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスによる
当社株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスは、平成21年3月23日（月曜日）から平成21年5月7日（木曜日）までの30営業日において当社の普通株式及び新株予約権に対し公開買付けを実施しておりましたが、その結果について同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

平成21年5月8日

各位

会社名 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長瀬 文 男
問合せ先 取締役常務執行役員 角 田 光 敏
(TEL: 03-3280-7511)

株式会社デジタルスケープの株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成21年3月19日開催の取締役会において、株式会社デジタルスケープ（コード番号：2430 大証ヘラクレス、以下「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、本公開買付けを同年3月23日より実施していましたが、本公開買付けが同年5月7日をもって終了いたしましたので、本公開買付けの結果について下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス 大阪市北区同心一丁目8番14号

(2) 対象者の名称

株式会社デジタルスケープ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

(1) 普通株式（以下「対象者株式」といいます。）

(2) 新株予約権

- ① 平成16年3月24日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- ② 平成17年6月24日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権と第2回予約権を総称して「対象者新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株式	29,953 (株)	18,937 (株)	— (株)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—

株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	29,953 (株)	18,937 (株)	— (株)

- (注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数として、対象者が平成21年2月13日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(29,304株)に、公開買付け期間の末日までに対象者新株予約権の行使により発行または移転される可能性のあった対象者株式(平成20年12月31日以降公開買付け届出書提出日までに対象者新株予約権が行使されたことにより発行または移転された対象者株式を含みます。)の最大数(1,249株)を加え、公開買付け届出書提出日現在公開買付者が保有する対象者株式(600株)を控除した株式数(29,953株)です。
- (注2) 応募株券等の総数が「買付予定数の下限」(18,937株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(5) 公開買付け期間

平成21年3月23日(月曜日)から平成21年5月7日(木曜日)まで(30営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき 金12,000円

新株予約権

① 第1回新株予約権1個につき 金1円

② 第2回新株予約権1個につき 金1円

2. 本公開買付けの結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	応募株券等の数	買付け等を行う株券等の数
株券	26,146 (株)	26,146 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	26,146 (株)	26,146 (株)

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,937株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(26,146株)が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	600個	(買付け等前における株券等所有割合 1.96%)
------------------------------	------	-----------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	14,916個	(買付け等前における株券等所有割合 48.82%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	26,746個	(買付け等後における株券等所有割合 87.54%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成20年12月31日現在)	29,304個	

- (注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月13日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(29,304個)です。但し、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、上記四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(29,304株)に、上記四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の対象者新株予約権の行使により発行または移転された可能性のある対象者株式の総数(1,249株)を加えた株式数に係る議決権の数(30,553個)として計算しております。
- (注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

- (5) 買付け等に要する資金 313,752 千円

3. 決済の方法及び開始日

- (1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMBCフレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

- (2) 決済の開始日
平成21年5月14日(木曜日)

- (3) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス 大阪市北区同心一丁目8番14号
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

5. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、平成21年3月19日付プレスリリース「株式会社デジタルスケープの株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、対象者の完全子会社化を目的として本公開買付けを実施しておりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより対象者株式及び対象者新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施する予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主に対して金銭が交付される予定であり、また、完全子会社となる対象者

の株主は、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、対象者に対して株式買取請求をすることができます。このように、当社は、本公開買付けによって取得できなかった対象者株式を保有する全ての皆様に対して、対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者株式の全てを取得することを予定しております。なお、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の規定により、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換に際して対象者の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一またはこれに準じた価格とする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場の動向並びに当社及び対象者の業績や財産状態の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付価格とは異なることがあります。なお、上述のとおり、完全子会社となる対象者の株主は、本株式交換に際し、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、対象者に対して株式買取請求をすることができます。この場合の1株当たりの買取価格も、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定することが妥当であると判断しておりますが、上記各特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付価格または本株式交換に際して対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

なお、当社は、対象者の完全子会社化を実施する方法について、本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社以外を対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。ただし、その場合でも当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しており、交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算出される予定です。

対象者新株予約権につきましては、本公開買付けが成立したものの対象者新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社は、対象者に対し、発行要項に定める取得条項に基づき本株式交換に際して無償で取得する等の方法により対象者新株予約権を消滅させることを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、対象者新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

本公開買付け、その後の完全子会社化手続または同完全子会社化手続に際しての株式買取請求等に係る税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、対象者株式は、上記の完全子会社化手続によって、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込です。上場廃止後は、対象者株式をヘラクレス市場において取引することができなくなります。

以 上